

令和4年度

岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査提出要領
(申請書作成手引き)

建設工事(新規登録)

岩手中部水道企業団

はじめに

令和4年度において岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書」という。）を提出してください。

申請書の記載にあたり、理解しにくい事項を中心に整理しましたので参考にしてください。

1 競争入札参加資格基準について

(1) 資格要件

競争入札に参加する方に必要な資格は、次のとおりです。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業許可を受けている者であること
- ② 参加を希望する工事業種において、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高の数値を有する者であること

※主な業種の工事内容について

工事業種	工事内容
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、家屋その他の施設の敷地内の給排水・給湯設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事
機械器具設置工事	機械器具の設置に関する工事で電気、管（冷暖房衛生設備等）、電気通信及び消防施設工事に含まれないもの（エレベーター等の設置）
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事
水道施設工事	取水施設、浄水施設、配水施設工事、導送配水管布設工事及び給水工事を含む合冊工事

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者
- ② 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ③ 岩手中部水道企業団建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成26年告示第1号）第10条第1項の規定により資格の取消処分を受けた者で、その処分の期間を経過しない者
- ④ 市・町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者

- ⑦ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行っていない者

2 申請手続きについて

(1) 受付期間

令和 4 年 2 月 1 日（火）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

記入内容の不備等により再提出する場合を含め、受付期間を過ぎた申請は受理できませんので、ご注意ください。

(2) 提出方法

発送と受領が記録される方法（一般書留、簡易書留、特定記録郵便など）により提出してください。これら以外の方法で発送し、不着事故が生じても、当企業団は責任を負いません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持参での受付は行いません。

【提出先】

岩手中部水道企業団総務課契約管理係
〒025-0004 岩手県花巻市葛第 3 地割 183 番地 1
TEL : 0198-41-5315 FAX : 0198-26-3307

(3) 提出部数

申請書は、次項提出書類の番号順に揃え、クリップ留めで 1 部提出してください。なお、申請内容について問い合わせる場合がありますので、必ず申請書の控えを保存しておいてください。

(4) 提出書類

- ① 申請書の記入事項は、令和 4 年 1 月 31 日現在の状況で記入してください。
 - ② 証明書については、発行日が申請書提出日の直前 3 か月以内のものを有効とし、写しや他様式で提出可能なものは両面印刷を推奨します。
- ※各様式における企業団圏域内とは、北上市、花巻市及び紫波町の地域を指します。

番号	書類の名称	○:必須 △:該当者	注意事項
1	岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書	○	・様式第 1 号（他様式不可）
2	参加希望業種調書	○	・様式第 2 号（他様式不可）
3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	経営事項審査基準日（決算日）が令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間に属するもの
4	使用印鑑届・委任状	○	・様式第 3 号又は任意の様式

5	印鑑証明書	○	写しでも可
6	登記事項証明書（身分証明書）	○	写しでも可
7	営業所一覧表	△	・様式第4号又は任意の様式 ※岩手県内に営業所等を有する方のみ提出
8	納税証明書	○	写しでも可 ※新型コロナウイルス感染症による特例措置有り
9	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書	○	・様式第5号（他様式不可）
10	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類	△	・経営事項審査の総合評定値通知書で加入を確認できない場合は様式第6号（他様式不可）を提出
11	資本関係・人的関係に関する届出書	○	・様式第7号（他様式不可）
12	工事経歴書	○	・様式第8号又は任意の様式
13	技術職員名簿	○	・様式第9号又は任意の様式
14	配水管及び給水管工事技能資格者名簿	△	・様式第10号（他様式不可） ※企業団圏域内に本店を有し、水道施設工事への参加を希望する方のみ提出
15	災害緊急時活動実施報告書	△	・様式第11号又は任意の様式 ※企業団圏域内に本店を有し、活動実績がある方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出
16	障がい者の雇用を証明する書類	△	※企業団圏域内に本店を有し、雇用実績のある方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出
17	いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写し	△	※企業団圏域内に本店を有し、認定区分3つ星（★★★）以上を受けている方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出
18	地域貢献活動実施報告書	△	・様式第12号又は任意の様式 ※企業団圏域内に本店を有し、活動実績のある方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出
19	消防団員雇用状況報告書	△	・様式第13号又は任意の様式 ※企業団圏域内に本店を有し、雇用実績のある方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出

20	水道保守修繕業務委託（単価契約）仕様書様式第7号修繕報告書の写し	△	※企業団圏域内に本店を有し、緊急修繕業務の実績のある方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出
21	新卒者雇用調書	△	・様式第14号又は任意の様式 ・卒業証明書の写し及び継続雇用がわかる書類（出勤簿等）の写し ※企業団圏域内に本店を有し、雇用実績のある方で、主観的事項の審査評点について加点を希望する場合のみ提出
22	受理証発送用封筒	○	・宛名記入済、84円切手貼付済のもの ※受理証の発送に使用するもの。はがき不可。

3 申請書作成時の注意事項

- (1) 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載しなかったことが明らかになった場合は、建設工事入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登載しませんので、注意してください。
- (2) 申請書の様式は、必ず最新の様式を使用し、日付は必ず記載してください。

4 申請書類について

番号1 岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- (1) 「申請者」欄の代表者職・氏名には、法人の場合、職名も必ず記入してください。
- (2) 年間委任しない場合、入札等の通知先は本店とします。連絡先のみ登録はできません。
- (3) 「この申請に関する問い合わせ先」欄には、この申請書を実際に記入した方又は申請書の内容を熟知しており、問い合わせに対応できる方を記入してください。なお、行政書士等が作成した場合は、その方の氏名及び連絡先を記入してください。

番号2 参加希望業種調書（様式第2号）

- (1) 総合評定値通知書の記載数値と同一であっても記入してください。
- (2) 「建設業許可番号及び許可年月日」欄には、申請時点で有効な許可番号、許可年月日（複数の業種の許可を受けており、その許可年月日が異なる場合は、それらのうち最も古い許可年月日）を記入してください。
- (3) 参加を希望する工事業種の希望欄に○を記入してください。なお、対応する建設業の許可を受け、総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高の数値を有していなければなりません。
- (4) 企業団圏域内に本店を有し、等級別区分を行う工事業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事）への参加を希望する方は、「技術職員数」欄にその業種に実際に配置可能な技術職員数を記入してください。
- (5) 記載された人数を技術者要件の審査対象とします。※1人2業種までの記載とされている総合評定値通知書の技術職員数と合致しなくても構いません。

番号3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

- (1) 原則として、経営事項審査基準日（決算日）が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に属する総合評定値通知書の写しを提出してください。
- (2) 総合評定値通知書を受けた後に技術職員の増減があったときは、令和4年1月31日現在の状況に合わせて朱書き修正してください。
- (3) 許可行政庁の審査に時間を要している等の理由で、申請書の提出期限までに上記の書面を提出できない方は、許可行政庁の受付印のある経営規模等評価申請書と工事種類別完成工事高の写しを提出してください。ただし、総合評定値通知書を受けた後は速やかにその写しを提出してください。

番号4 使用印鑑届・委任状（様式第3号又は任意の様式）

当企業団の様式は使用印鑑届と委任状が一つになっており、競争入札、契約行為及び代金の請求について、後述有効期間を通じて委任する場合は様式の下段に、委任しない場合は上段に記入、押印したものを提出してください。

番号5 印鑑証明書

- (1) 申請書に押印する実印の証明書は、法人の場合は本店の所在地を管轄する法務局が、個人事業主の場合は住所地の市町村が発行するものを提出してください。
- (2) 写しを添付する場合は拡大や縮小をしないでください。

番号6 登記事項証明書（身分証明書）

法人の場合は、本店の所在地を管轄する法務局が発行する現在事項全部証明書、個人事業主の場合は、本籍地の市町村で発行する身分証明書を提出してください。なお、写しの提出でも構いません。

番号7 営業所一覧表（様式第4号又は任意の様式）

【岩手県内に営業所等を有する方のみ提出】

台帳区分の確認が必要となりますので、岩手県内の営業所等を記入してください。

番号8 納税証明書

- (1) 国税については、未納の税額がないことの証明書（その3の2又はその3の3）又は新型コロナウイルス感染症の影響により納税猶予（特例猶予）の適用を受けた事業者については、猶予の許可が確認できる通知書の写しを提出してください。
- (2) 市・町税については、企業団圏域内に本店又は営業所等を有し、納めたものが対象となります。直前1年分又は直前1事業年度分を対象とした納税証明書又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予（特例猶予）の適用を受けた事業者については、猶予の許可が確認できる通知書の写しを提出してください。
- (3) 事務所開設から日数が経過していないため、法人市・町民税等の納税実績がない場合は「法人の設立・変更等の申告書」の写しを提出してください。

税目（国税様式名）		法人	個人事業主
国税	法人税（その3の3）	○	—
	消費税（その3の3）	○	—
	所得税（その3の2）	—	○
	消費税（その3の2）	—	○

市・町税	法人市・町民税	○	—
	固定資産税	○	○
	軽自動車税	○	○
	市・町県民税	—	○
	国民健康保険税	—	○

番号9 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第5号）

- (1) 欠格要件に該当しないことを確認するため、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約していただきます。
- (2) 該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 該当の有無を確認するため、本誓約書及び申請書その他企業団に提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合がありますので、了解のうえ申請してください。
- (4) 岩手県警察本部への照会の結果、該当することが判明した場合は資格者台帳に登載しません。

番号10 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

総合評価値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」のうちいずれかの数値等が「有」以外（「無」、「除外」等）となっている方は下記の書類を提出してください。なお、領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。

- (1) 雇用保険の加入関係書類
 - ① 加入義務がある場合
労働（雇用）保険の保険料申告書の写し
※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行保険料納入通知書の写しを提出してください。
 - ② 加入義務がない場合
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第6号）
- (2) 健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類
 - ① 加入義務がある場合
日本年金機構年金事務所発行の直近1回分の保険料領収書の写し
※健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保に加入している場合を含む。）は、健康保険組合の直近1回分の厚生年金保険領収書の写し
 - ② 加入義務がない場合
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第6号）
- (3) 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合
 - ① 雇用保険
雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し
 - ② 健康保険及び厚生年金保険
健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し

【参考：雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある場合】

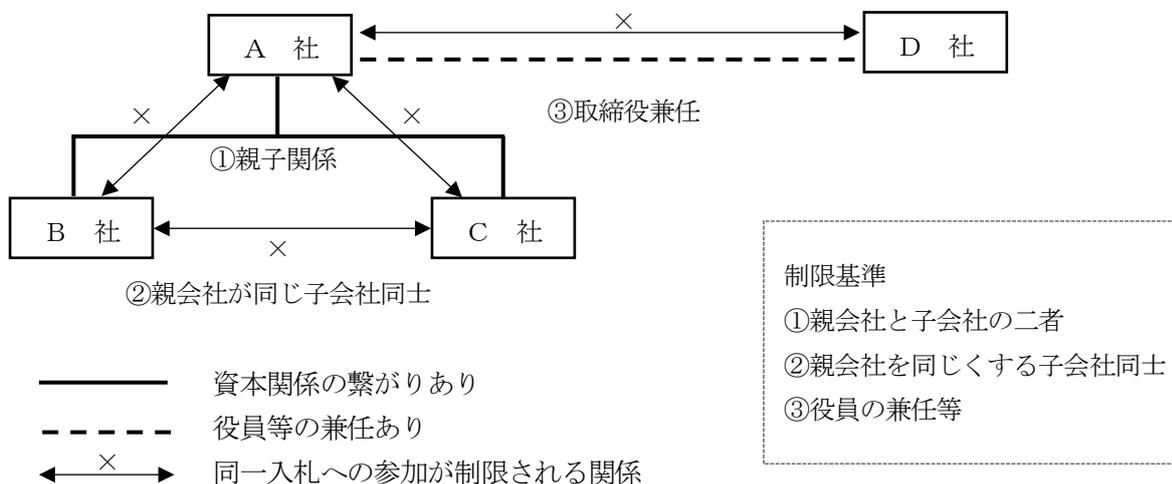
- ① 雇用保険
労働者が1人でも雇用される事業
- ② 健康保険及び厚生年金保険
常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は法人の事業所

番号 11 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第7号）

企業団発注の建設工事において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を制限しています。資本関係又は人的関係がない場合でも、「無」を○で囲み、必ず提出してください。なお、同一入札への参加が制限される場合は次のとおりです。

- (1) 資本関係
 - ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社。以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



番号 12 工事経歴書（様式第8号又は任意の様式）

直前2年間の主な完成工事及び同期間内に着手した主な未完成工事について、工事業種ごとに記入してください。必要事項が記載されていれば、建設業許可申請、経営事項審査申請及び国・都道府県・他市町村等への入札参加資格審査申請に使用したものでも構いません。

番号 13 技術職員名簿（様式第9号又は任意の様式）

- (1) 技術者要件を確認するため、希望する工事業種に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、令和4年1月31日現在の状況で記入してください。

- (2) 企業団圏域内に本店を有し、等級別区分を行う工事業種への参加を希望する方は、様式第2号中の技術職員の合計と本様式の実人数が一致するようにしてください。

番号 14 配水管及び給水管工事技能資格者名簿（様式第 10 号）

【企業団圏域内に本店を有し、水道施設工事への参加を希望する場合のみ提出】

- (1) 企業団圏域内に本店を有する方で水道施設工事への参加を希望する場合は必ず提出してください。
- (2) 技術者ごとに資格証又は受講証の写しを添付してください。該当する資格について、後述の技能資格名を参照してください。

番号 15～21 は今回の申請では提出不要のため省略

番号 22 受理証発送用封筒

受理証の発送をもって申請書の受理、受付が完了されたものとするため、受理証の発送用封筒（宛名記入済のもの）に 84 円切手を貼付したものを提出ください。

※会社独自に申請書の受理、受付を確認するための書類、はがき等の返送を希望する際は、これとは別に準備願います。

5 競争入札参加資格審査について

(1) 資格審査

申請書が提出されると資格審査を行い、資格基準に適合すると認める者を資格者台帳に登載します。また、企業団圏域内に本店を有し、等級別区分を行う工事業種（土木一式工事、建築一式、電気工事、管工事、水道施設工事）にあつては、今回の申請では各工事業種のB級の技術者要件を満たしているかを審査し、認められた場合は、その工事業種のB級に格付けします。

- ① 客観的事項の審査
経営事項審査に基づく総合評定値を客観的事項の審査評点とします。
- ② 主観的事項の審査
今回の申請では、審査を行いません。
- ③ 技術者要件の審査
等級別区分を行う工事業種の技術者最低要件は、下記のとおりとします。

工事業種	等級区分	技術者要件
土木一式工事	A級	1、2級技術者6人以上（内、1級技術者3人以上）
	B級	1、2級技術者3人以上（内、1級技術者1人以上）
建築一式工事	A級	1、2級技術者4人以上（内、1級技術者2人以上）
	B級	1、2級技術者3人以上
電気工事	A級	1、2級技術者3人以上（内、1級技術者1人以上）
	B級	1、2級技術者2人以上
管工事	A級	1、2級技術者3人以上（内、1級技術者1人以上）
	B級	1、2級技術者2人以上

水道施設工事	A級	1、2級技術者3人以上（内、1級技術者1人以上）に加え、配水管及び給水管工事に必要な技能資格を有する者を直接雇用していること。 ※該当する資格については、後述の技能資格名を参照
	B級	1、2級技術者2人以上に加え、配水管及び給水管工事に必要な技能資格を有する者を直接雇用していること。 ※該当する資格については、後述の技能資格名を参照

注1 1級は1級建設機械施工技士、各業種の1級施工管理技士、1級建築士、各業種の技術士及び監理技術者資格者証の交付を受けている技術者とします。（別表、資格区分表を参照。）

注2 2級は、建設業法に定める主任技術者となりうる国家資格等を所有する者で、上記1級の者を除く者とします。

④ 水道施設工事の技能資格について

企業団圏域内に本店を有する者で水道施設工事への参加を希望する場合は、技術者要件に加えて配水管工事及び給水管工事に必要な技能資格を有する者を直接雇用していることを要件とします。

	技能資格	認定事業所
配水管工事	ア 配水管技能者登録証 （耐震継手又は大口径） イ JDP A 継手接合研修会受講証 ウ 水道配水用ポリエチレン管・継手施工講習会受講証 ※上記資格と同程度の講習内容を持つ地域限定及びメーカー主催の講習会も可とする。	ア （公社）日本水道協会 イ （一社）日本ダクタイル鉄管協会 ウ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会
給水管工事 （穿孔）	エ 給水装置工事配管技能検定合格者証 オ 給水装置工事配管技能者認定証	エ （公財）給水工事技術振興財団 オ 給水装置工事配管技能者認定協議会

注1 技能資格を有する者と技術者は、重複していてもかまいません。

注2 配水管工事及び給水管工事に対する技能資格を有する者は、重複していてもかまいません。

(2) 資格審査結果の通知及び総合点基準数値の公表

資格審査の結果は、令和4年3月下旬に企業団ホームページへ掲載します。併せて、企業団圏域内に本店、支店等を有する方には郵送で通知します。

(3) 資格者台帳の有効期間

資格者台帳の有効期間は、令和4年4月1日から1会計年度です。ただし、次の資格者台帳が作成されるまでの間は、有効とします。

(4) 資格の喪失及び取消し

① 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を失います。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するとき

イ 法第 3 条第 3 項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき

ウ 法第 29 条又は第 29 条の 2 の規定により建設業の許可を取り消されたとき

② 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を取り消されることがあります。

ア 政令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当するとき

イ 申請書の事項に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき

6 記載事項の変更について

申請書の提出後、内容に変更が生じた場合は速やかに記載事項変更届を提出してください。なお、提出されない場合は入札参加の際に不利になることがあります。また、登録部門が複数（物品の買入れ・役務の提供と建設工事など）あっても、提出は 1 部で構いません。

7 その他

様式のファイルにチェックリストを添付していますので、提出前にご活用ください。

別 表

資格区分表

根拠	コード	資格区分	工事種別				
			土木	建築	電気	管	水道施設
建設業法	001	法第7条第2号イ該当	△	△	△	△	△
	002	法第7条第2号ロ該当	△	△	△	△	△
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）	△	△	△	△	
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）					△
	111	一級 建設機械施工技士	◎				
	212	二級 "（第1種～第6種）	○				
	113	一級 土木施工管理技士	◎				◎
	214	二級 "（土木）	○				○
	120	一級 建築施工管理技士		◎			
	221	二級 "（建築）		○			
	127	一級 電気工事施工管理技士			◎		
	228	二級 "			○		
	129	一級 管工事施行管理技士				◎	
	230	二級 "				○	
建築士法	137	一級 建築士		◎			
	238	二級 "		○			
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	◎		◎		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎		◎		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）			◎		
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）				◎	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）				◎	◎
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）				◎	◎
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）				◎	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				◎	◎
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				◎	◎

根拠	コード	資格区分	工事種別				
			土木	建築	電気	管	水道施設
電気工事士法	155	第一種 電気工事士			○		
	256	第二種 電気工事士（3年）			○		
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）（5年）			○		
水道法	265	給水装置工事主任技術者（1年）				○	
職業能力開発促進法	170	一級建築板金「ダクト板金作業」				○	
	270	二級建築板金「ダクト板金作業」（3年）				○	
	174	一級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管				○	
	274	二級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（3年）				○	
	175	一級給排水衛生設備配管				○	
	275	二級給排水衛生設備配管（3年）				○	
	176	一級配管・配管工				○	
	276	二級配管・配管工（3年）				○	
	062	建築設備士（1年）			○	○	
	063	計装（1年）			○	○	

備考

- (1) 「◎」は、技術者要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当するものです。
- (2) 実務経験を有する者とは以下のとおりです。
 - ① 建設業法第7条第2号イ
高等学校の指定学科卒業後 5年以上
大学及び高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
 - ② 建設業法第7条第2号ロ
上記以外 10年以上
- (3) 資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。
- (4) 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上を要します。